



スポーツや文化、ボランティアなどいろいろな地域の活動にもチャレンジしよう。

自分には自分の、人には人の、その人らしさがあることを大切にしよう。

子どもが参加できるまち（第12条）

大切な子どもの権利



子どもは、自分にかかわりのあることに意見を言ったり、様々な活動に参加する権利があります

大人は、子どもの意見をしっかり受け止めた上で、子どもの年齢や成長にあった対話やアドバイスをするようにしましょう。

大人は、スポーツや文化活動など、地域で子どもがいろいろなことを経験できる機会をつくりましょう。

子ども一人ひとりのことを大切にすまち（第14条）

大切な子どもの権利



子どもは、自分らしさを大切にされながら、育つ権利があります

大人は、子どもの身近な場所に、安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだり学んだりできる「居場所」を確保し、子どもの主体性や社会性をはぐくみましょう。

きる仕組みづくり

第四節 子どもが参加できるまち

（子どもの参加）

第十二条 子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を述べたり、仲間をつくったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければなりません。

2 大人は、子どもの意見を受け止めるよう努めなければなりません。この場合、その年齢や成長に応じてふさわしい配慮をしなければなりません。

3 大人は、様々な体験や学習など子どもが活動できる機会をつくるよう努めなければなりません。

（目黒区の取組）

第十三条 目黒区は、子どもの意見の表明、体験や学習、活動のため、次のこ

とを行うよう努めます。

- 一 区政、施設の運営や行事への子どもの意見の反映
- 二 子どもの主体的な活動の支援

第五節 子ども一人ひとりのことを大切にすまち

（自分らしさ）

第十四条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、自分らしさを認められながら育つ権利が尊重されなければなりません。

2 大人は、子どもが、安全で安心できる環境の中で、自分が受け入れられ、主体性がはぐくまれる居場所を子どもの身近なところに確保するよう努めなければなりません。

（目黒区の取組）

第十五条 目黒区は、子どもの居場所づく

りのため、次のことを行います。

- 一 公共施設などの活用
- 二 子どもが利用しやすい施設の運営

第三章 子どもの権利の相談と擁護

（子どもの権利擁護委員の設置など）

第十六条 区長は、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため、目黒区子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を設置します。

2・3・4・5・6（省略）

（委員の仕事）

第十七条 委員は、次の仕事を行います。

- 一 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言や支援などを行うこと。



区の主な取組み

- 「子ども総合計画」の策定（第5条）
- 「子ども施策推進会議」の設置（第6条）
- 子どもの権利の普及啓発（第7条）
- すべての子育て家庭への支援（第9条）
- 虐待やいじめなど子どもの権利侵害の予防、早期発見、防止のための対策（第11条）
- 区政、施設の運営や行事へ子どもの意見反映に努めること（第13条）
- 公共施設などを活用した子どもの居場所づくり（第15条）
- 「子どもの権利擁護委員」の設置（第16条～第21条）

保護者や大人の皆さんへ

（「目黒区子ども条例」をより理解していただくために）

皆さんは日ごろ、子どもの命や健康を守る、成長を支える、子どもの思いを受け止めるなど、特に意識していなくても、子どもの権利を当たり前のこととして子どもと接していると思います。でも、残念なことに、子どもの命が脅かされる事件が後を絶たないのも事実です。また、強い立場にある保護者や大人の都合や感情でなされた行為が、子どもの心に深い傷を負わせることもあります。改めて、「児童の権利に関する条約」に示された子どもの健やかな成長に欠かせない「子どもの権利」いわば子どもの基本的人権をしっかりと認識し守ることが、求められています。

「子どもの権利」を尊重することが、甘やかしや過保護につながるのではないかと懸念する声を聞くことがあります。しかし、例えば子どもの意見表明の権利を尊重するということは、子どもの言いなりになることとは違います。子どもの意見や思いを誠実に受け止め、その上で年齢や成長に応じて、対話したりアドバイスを行うなど適切な対応を図ることが大切なのです。

条例や条約をご一読いただき、これらをヒントに、家庭や地域で子どもと誠実に向き合い、子どもが次代を担う社会の一員としてはばたいていけるよう、子どもの生きる力をはぐくんでいきましょう。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

二 権利侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

三 権利侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

四 調査や調整の結果、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したのに対して、その影響度に応じ、意見の表明又は改善の要請を行うこと。

五 改善の要請を受けたものに対して、改善の状況などの報告を求めると。また、その内容を申立人などに伝えること。

（申立てができること）

第十八条 救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。（後略）

（委員の仕事の進め方）

第十九条 委員は、その仕事を進めるに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- 一 それぞれ独立してその仕事を行うこと。ただし、意見の表明又は改善の要請は、原則として合議の上、行うものとします。

二・三・四・五・六・七（省略）

（改善の要請への対応）

第二十条 目黒区は、改善の要請を受けたときは、速やかに改善し、その内容を委員に報告しなければなりません。

2 目黒区以外のものは、改善の要請を受けたときは、速やかに改善し、その内容を委員に報告するよう努めなければなりません。

（委員への協力）

第二十一条 保護者、育ち学ぶ施設、区民及び目黒区で活動を行う団体や事業者は、委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

第四章 雑 則

（委 任）

第二十二条 （省略）

付 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第六条及び第三章の規定は、規則で定める日から施行します。